

令和元年度 部局長マネジメント方針

ちかみ ひであき
環境部長 千頭 英成



仕事に対する基本姿勢

環境部では、環境保全及び廃棄物に関する事務を担っており、第2次環境基本計画の基本理念である「みんなで引き継ぐ豊かな環境創造都市・東大阪」の実現に向け、各種施策に取り組んでおります。

世界に目を転じると2015年に国連サミットで「持続可能な開発目標 SDGs（エスディージーズ）」が採択され、新たな国際社会の取り組みとして、持続可能な世界を実現するための17の目標が掲げられました。17の目標には環境に関する目標も多く掲げられております。また、地球温暖化問題につきましては、2015年に開催されたパリ協定が採択され、温室効果ガス削減の世界目標、日本の目標が決まりました。こういった国際的な状況も注視しながら本市の環境施策に取り組んでまいります。

地球温暖化対策につきましては、「東大阪市地球温暖化対策実行計画区域施策編」に基づき、市民や事業者の方々が省エネやCO2の削減に取り組んでいただくための支援や啓発に関する施策を積極的に行ってまいります。資源の枯渇やごみの最終処分場のひっ迫といった課題につきましては、ごみの減量化やリサイクルなど資源循環型社会を目指すとともに、「東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例」に基づき不法投棄対策や地域清掃の支援など市民と連携し、まちの美化に努めてまいります。また、工場等に対しては、規制・指導、立入検査等を行うことにより、公害の未然防止を図るとともに、市民からの公害苦情に対し現地調査を行い、改善指導をするなど、生活環境の保全に取り組んでまいります。

こうした中、下記の項目を重点課題として取り組み、良好な環境を次世代に引き継ぐまちづくりを推進してまいります。

平成30年度の振り返り

はじめに、環境保全及び地球温暖化対策の取り組みに関して、「東大阪市地球温暖化対策実行計画区域施策編」に基づき、太陽光発電システム等の設置補助を行い、住宅の省エネ・省CO2化を進めました。また、市域の環境負荷及び地球環境への負荷を低減するために、市内中小企業に対し事業者が環境配慮の取り組みを効果的・効率的に行う環境マネジメントシ

システム「エコアクション21」の普及を進めました。さらに、「東大阪市地球温暖化対策実行計画事務事業編（EACHⅢ）」について国の目標との整合性をはかる為、平成30年度に改定し、市役所内部における温室効果ガス削減の取り組みを推進しました。

次に、循環型社会の形成につきましては、「一般廃棄物処理基本計画」に基づきまして、引き続きごみの減量化、資源化を進めてまいりました。また、大型ごみの有料化に向け、説明会を自治会長・女性部長を対象に45校区（うち30校区は平成29年度実施）で実施、市民向けに市役所本庁舎及びリージョンセンターで計9回実施するとともに、市政だより及び子ども市政だより、その他広報誌・SNS等に大型ごみ有料化の記事を掲載するなど、市民への周知に努めたうえで、平成30年8月1日より大型ごみの有料化を実施しました。

平成30年11月より、ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」の配信を開始しました。また、大型ごみ収集のインターネット受付を開始しました。平成27年度に策定した（仮称）環境センター基本計画の見直しを行いました。

「東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例」の施策の一環として、俊徳道駅前広場に、日本語だけでなく、英語、中国語、韓国語も表記し、市のマスコットキャラクターであるトライくんをあしらった、歩きたばこ禁止を啓発するマークタイルを設置しました。またラグビーワールドカップ2019日本大会の機運を高めると共に、ごみのないきれいなまちでワールドカップを迎えるため、11月2日に市内いっせい清掃活動を行いました。

生活環境の保全として、石綿飛散防止のための常時監視とパトロールを行いました。特に市有施設における工事については、事前調査に関する取扱指針に基づき、石綿の飛散防止が図られているかの確認を行いました。また、公害の未然防止を図るため、法令に基づく規制・指導、立入検査等を行い、市民からの公害苦情に対しては現況を調査し改善指導を行いました。PCB廃棄物の処理を確実に進めるため、家屋課税台帳の情報を利用し、一部の家屋の所有者（1,409者）に調査票を送付し、掘り起こし調査を実施しました。また、前年度から新たに届出対象となった有害使用済機器の保管・処分を行う事業者についても、立入・啓発を行いました。

令和元年度に取り組む重点課題

1 環境保全及び地球温暖化対策の取り組みの推進

■環境への負荷の低減や地域環境の改善を行うなどの環境保全活動を推進し、次世代に引き継ぐことのできる豊かな環境の創造のため、地域で活躍する各種団体等の自発的な活動を促進する支援を行います。また、本市の環境行政の根幹となる環境基本計画の改定作業を2年間かけて実施いたします。

・豊かな環境創造基金活用事業

ふるさと納税等による「東大阪市豊かな環境創造基金」を活用して、環境教育の振興、環境啓発、改善活動を行う団体等へ活動費用の一部を補助します。

■「東大阪市地球温暖化対策実行計画区域施策編」に基づき、家庭や事業所などの省エネルギー化、省CO₂化の取組みを着実に行うことで温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。また、今年度、計画の改定を行うことにより温室効果ガス排出量の削減に対する取組みをより推進いたします。

・再生可能エネルギー等普及促進事業

太陽光発電システム、エネファーム、HEMS、リチウムイオン蓄電池の設置費用の一部を補助することによって、家庭用の再生可能エネルギーや高効率給湯器等の普及を促進し、家庭から排出される温室効果ガスの削減を図ります。

・環境マネジメントシステム普及事業

市域の環境負荷及び地球環境への負荷を低減するために、事業者が環境配慮の取り組みを効果的・効率的に行う環境マネジメントシステム「エコアクション 21」の普及促進を図ります。

・エコライフ診断事業

環境イベントに会場した市民に対し、省エネ・省CO₂行動に関する気づきを持っていただくことで、受診者の行動変容を促すことを図ります。

・COOL CHOICE（賢い選択）啓発事業

COOL CHOICE（賢い選択）とは環境省が2030年度まで展開する、省エネ・低炭素型製品・サービス・行動など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す新たな国民運動のことです。市域内の地球温暖化対策の意識向上を図るため、COOL CHOICEの啓発を推進してまいります。

2 ごみ処理基本計画に基づく施策の推進

■子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象に、ごみの減量・3Rの推進・環境保全などの意識の高揚と自主的な行動を促進するため、環境教育出前講座の拡充など、周知の徹底を図ります。

・環境教育の普及啓発

市内の学校や幼稚園、自治会などへ地域ごみ減量推進員・協力員と環境部職員が協働して、ごみの減量や環境保全をテーマにした講座を実施する等、より連携した取り組みを実施します。

また、作品の制作を通じて3Rの推進・環境保全や環境美化などに対する意識の高揚を図るため、児童・生徒を対象にECOポスターコンクールを実施します。

さらに、環境について学べるイベント、ECOファミリーフェスタを開催いたします。

■ごみの減量を推進するため、分別収集の定着化を図るとともに、分別システムの更なる拡充を図ります。

・集団回収事業の促進

東大阪市再生資源集団回収推進協議会と連携して、自治会や子ども会などの地域住民団体が行う集団回収活動の促進を図ります。また、未実施地域の解消に向け、自治会や子ども会などへ働きかけを行います。

・リユースの促進

環境フェスティバルやECOファミリーフェスタなどのイベントにおいて、フリーマーケットの開催やリユースコーナーを設けるなどリユースの取り組みを進めます。

・資源回収の促進

市関連施設での古紙類、小型家電、蛍光管・乾電池・水銀体温計などの水銀含有廃棄物の回収、及び移動式の資源回収拠点を設置し、出張回収（キャラバン回収）を進めます。

また、公共施設から排出される剪定枝類のリサイクルを推進します。

・更なるごみの減量・資源化に向けた細やかな対応

更なるごみの減量・資源化に取り組めていない市民への再啓発の実施、また、住居形態や地域特性に応じた啓発を実施するなど、細やかな対応を行います。

■平成30年8月1日から実施した大型ごみ収集有料化について、効果の検証を行うとともに、リユースの推進・啓発を進めます。

3 ごみ収集業務におけるより一層の効率的な業務運営の推進

■清掃業務の効率的な運用を目指します。

環境部では現在、4環境事業所を拠点に家庭系ごみの収集を行い、美化推進課庁舎を拠点に不法投棄の対応等を行っていますが、事業所等の建物の老朽化が進み、維持経費が年々増加してきているため、これら建物の計画的な整備の必要であります。ごみ収集業務の委託に伴い、直営収集体制を再編して、4環境事業所と美化推進課をひとつの施設（（仮称）環境センター）に統合することにより、清掃業務の効率的な運用を目指して参ります。

■ごみに関する情報提供の充実に努めます。

平成30年11月よりごみ分別アプリケーションを導入し、ごみ出しに関する新たな広報媒体を運用しました。今後、ごみ分別アプリとごみの分け方・出し方を活用して、

より分かりやすい情報発信・普及啓発ができるように努めます。

4 東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例の推進

■まちの美化を推進します。

ごみのない「きれいなまち」をキーワードに、自治会及び事業所等での地域清掃の輪を市内の隅々まで広げていきます。

■不法投棄対策に努めます。

不法投棄防止の啓発看板の設置や、定期的な市内巡回パトロール、さらに不法投棄監視カメラにより、不法投棄の防止、抑止に努めます。

さらに、警察などの関係機関や、地域自治会との協働により、不法投棄をしにくい環境づくりを目指してまいります。

5 市域の生活環境保全に向けた啓発・指導の強化

■生活環境の保全として、ダイオキシン類等による汚染の状況を把握するため常時監視を行い定期的な調査及び測定を行っていきます。一方、公害の未然防止を図るため、法令に基づく規制・指導、立入検査等を行い、市民からの公害苦情に対しては現況を調査し改善指導を行っていきます。

■生活環境保全に向けて、産業廃棄物を排出する事業者や産業廃棄物処理業者等に対して、廃棄物処理法に基づいた適正な処理が行われるよう啓発・指導の強化を図っていきます。

■高濃度PCB廃棄物を処分期限（令和3年3月31日）までに処分すべく、保管事業者の洗い出しや早期の処分実施を促します。